

令和4年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和4年1月14日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第2号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年2月15日（火））

開会（午後１時３３分）

議長 それでは、明けましておめでとうございます。本年最初の委員会でありまして。本年も浅口市農業委員会発展のためによりしくお願いをいたします。

また、オミクロンのコロナが発生しております。農地パトロール、農地等の相談等で、ぜひマスクをつけて各家庭のほうへ行ったり、相談に乗っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

これより令和４年第１回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１３名の参加であります。

ここで私から皆様にお願ひ申し上げます。ご承知のとおり、全国的に新型コロナウイルスオミクロン株の感染者数が急増しております。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願ひいたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において２番渡邊委員、３番友田委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

６４９番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和４年１月１４日提出。

番号６４９、土地の所在地は全て鴨方町六条院東です。

６４９－１、畑、４５９平方メートル。

６４９－２、田、１６８平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、１１番渡邊委員、補足説明をお願ひします。

委員 １１番渡邊です。

この案件の場所ですが、１番が旧岡山西の四条原の店の、寄島へ行く県道が新しくできております。それを寄島方面へ３００メートル行った西側に面しております。No.

2番が、これも同じくJA岡山西の四条原の店から県道の六条院東里庄線を西へ300メートルぐらい行った東側にあります。所有者が管理できないため、近隣の方に譲り渡すということであります。問題ないと思われまます。ご審議のほど、よろしく願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、649番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、650番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号650、土地の所在地は鴨方町益坂。田、289平方メートル。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 　　次に、7番柚木委員、補足説明をお願いいたします。

委 員 　　位置図は3、4ページになりますかね。

　　場所は、大川神社から東へ約200メートル。単純に言うたら、あそこへつばめやという看板がありますが、その裏側になります。労力不足のため譲渡ということになりましたから、特に問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしく願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、650番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、651番の件について、事務局の説明を求めます。

　　ただし、藤丘委員が当事者であるため、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、藤丘委員には当案件の審議が終了まで退席をいたします。

(藤丘委員 退場)

事務局 　　番号651、土地の所在地は全て金光町占見新田です。

　　651-1、田、878平方メートル。

　　651-2、田、541平方メートル。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 　　次に、1番大橋委員、補足説明をお願いいたします。

委員 位置図は、5ページから6ページです。  
場所は、金光支所から北東へ約650メートルです。現在の所有者は東京に住んでいます。このたび地元の方が譲り受けることになりました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、651番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
藤丘委員に入室をお願いします。  
(藤丘委員 入場)

議長 藤丘委員に報告します。651番の案件は許可されました。  
委員 はい、ありがとうございます。  
議長 続きまして、652番の件について、事務局の説明を求めます。  
事務局 番号652、土地の所在地は金光町占見。田、2.73平方メートル。  
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番渡邊です。  
位置図は7、8ページです。  
場所は、柵池から北へ100メートルほど入ったところです。この案件は、本件が隣地の譲受人の土地と物件が入り組んだところなんです。譲受人の要望によって贈与するというふうなことで話がまとまりました。特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、652番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、656番の件について、事務局の説明を求めます。  
事務局 番号656、土地の所在地、鴨方町深田。畑、1,088平方メートル。  
譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
委員 6番佐藤です。  
地図は9ページ、10ページになります。

場所は、深田のほうから上がる、みどりヶ丘団地の入り口といいますか、団地から大体150メートルぐらい手前になりますから、池のほとりのほうになります。この土地は、譲受人のほうがもう十五、六年耕作もされとるみたいで、譲渡し人がそういった関係から譲るといようなことのようにです。何も問題ないかと思われしますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、656番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、657番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号657、土地の所在地は全て金光町占見です。

　　657-1、畑、23平方メートル。

　　657-2、畑、50平方メートル。

　　657-3、畑、234平方メートル。

　　657-4、畑、304平方メートル。

　　657-5、畑、581平方メートル。

　　657-6、畑、228平方メートル。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　2番渡邊です。

　　位置図は11、12ページになります。

　　場所は、占見の大西池というのがありますが、大西池から北西へ約200メートルぐらい入ったところなんです、現在の所有者は東京へ住んでます。当該地は、今購入される譲受人がもう現在ブドウを作ってる場所なんです、それをそのまま譲り受けて、現状のとおりやっつけようというふう聞いてます。特に問題はないと思われまして、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、657番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　議案第12号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

　　658番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について。令和4年1月14日提出。

番号658、土地の所在地は全て金光町地頭下です。

番号658-1、畑、73平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。

番号658-2、畑、28平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。

転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は13、14ページになります。

地頭下の新池ですか、から北へ50メートルばかり入ったところですか。申請人がこの物件の北側で太陽光発電を行ってるということで、その管理をするために駐車場が必要ということで転用申請がされてます。自己所有地であって特に問題ないと思えますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、658番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

655番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年1月14日提出。

番号655、土地の所在地、鴨方町鴨方。田、1、158平方メートル。

譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇、農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地となります。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。

場所は、鴨方の平喜酒造の南側の道路を隔てたといいますか、前の道路に隣接した土地です。譲渡し人が、この人、大阪のほうなんです、今までは地元の知り合いに

土地の管理はしていただいとったみたいですが、譲渡人そのものが高齢になったということで手放すことにしたようです。水利、土木の許可も得ていますので、何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、655番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、659番と660番は関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書は5ページになります。

　　所有権移転及び農地転用事業計画変更。

　　この案件は、まず660番につきましては昨年11月に第5条による許可をいたしておりますが、許可後に659番の農地を事業敷地へ加えるという660番の計画変更を伴うものであります。

　　番号659、土地の所在地、金光町占見新田。田、17平方メートル。

　　譲渡人は、〇〇〇〇。

　　660、土地の所在地は金光町占見新田。田、641平方メートル。

　　譲渡人は、〇〇〇〇。

　　譲受人は、ともに〇〇〇〇。転用目的は、長屋建住宅。施設の概要は、〇〇〇〇を併設いたします。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 　　2番渡邊です。

　　位置図は17、18ページになります。

　　場所は、国道2号の佐方の交差点から北へ150メートルほど入ったところになります。里見川の北側になります。さっき説明がありましたように、11月に660番を委員会しておりますが、その後、659番の土地が隣地との間にあるということが判明したので、このたび同時に譲渡しをするということになりました。11月の分と同様に特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、659番と660番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、653番の件について、事務局の説明を求めます。



事務局 議案書は6ページになります。  
使用貸借権設定。  
番号653、土地の所在地、鴨方町益坂。登記地目、田。現況地目、畑。315平方メートル。  
借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇を併設。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 議 長 議 員 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長 委員 議長 委員 議長

なお、転用後の地目は宅地となります。  
次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。  
位置図は19、20です。  
金光町の丸池のちょうど西側になります。今現状、親御さんが住んでるところへ息子さんか帰ってくると、そういう格好で、そこへ家を建てるという格好ですから問題ないと思いますから、審議のほどよろしくをお願いします。

議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
なし声  
質疑なしと認めます。  
それでは、653番の件についてご異議ありませんか。  
異議なし声  
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、661番の件について、事務局の説明を求めます。  
番号661、土地の所在地は全て寄島町です。  
661-1、畑、51平方メートル。  
661-2、畑、581平方メートル。  
661-3、畑、162平方メートル。  
661-4、畑、182平方メートル。  
借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、太陽光パネル設置。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長

次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。  
地図のほうは21ページ、22ページになります。  
これは、寄島の安倉八幡神社の参道入り口から西へ50メートルほど行ったところになります。お父さんから、娘さんの名義で太陽光を設置するというので、土木委員ほか了承済みなので大丈夫かと思えます。審議をよろしくをお願いします。

議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長 委員 議長 事務局 議長 委員 議長

ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
なし声  
質疑なしと認めます。  
それでは、661番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、662番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号662、土地の所在地、金光町下竹。田、316平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

なお、転用後の地目は宅地となります。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 位置図は23ページから24ページです。

場所は、金光竹小学校の南約150メートルです。このたび、市外に住んでいる子供さんが地元に戻ってくることになり、父親の土地を借りて家を建てるつもりです。土木委員の排水承認もあり、特に問題はないと思われしますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、662番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第4号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、2番渡邊委員は当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、2番渡邊委員には当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

(渡邊委員 退場)

議長 それでは、説明をお願いします。

事務局 議案書は7ページになります。

議案第4号農用地利用集積計画につきまして。令和4年1月14日提出。

それでは、説明をいたします。

今回の議案番号48番から53番の6件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は4名、農地は6筆です。全て新規となります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が4筆、3年以上6年未満が2筆となっております。

次に、8ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田5、035平方メートル、畑ゼロ平

方メートル、計5, 035平方メートルです。

以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

渡邊委員に入室をしてもらってください。

(渡邊委員 入場)

議 長 渡邊委員に報告します。議案第4号については承認をされました。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

議 長 議案書は9ページになります。

報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年1月14日提出。

番号647、土地の所在地、鴨方町小坂西。田、617平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡し年月日は令和3年11月24日です。

番号654、土地の所在地、鴨方町小坂西。畑、112平方メートル。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡し年月日は令和3年12月16日です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第2号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10ページになります。

報告第2号形状変更届について。令和4年1月14日提出。

番号648、土地の所在地は金光町占見。田、414平方メートル。

申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田を畑にするため〇〇〇〇をするものでございます。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願ひをいたします。

事務局

- ①農業者年金制度の改正について
- ②営農型太陽光発電設備の設置について
- ③次回農業委員会について

議長

ほかはないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。  
これから寒くなりますので、十分お体にお気をつけください。  
終わります。

閉会（午後2時16分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月14日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩